

## 令和7年度 第2回袖ヶ浦市消防委員会 会議要旨

1 開催日時 令和7年11月13日 午後5時30分 開会  
午後6時00分 閉会

2 開催場所 消防本部2階会議室

3 出席委員

委員長	小林 好	委 員	高梨 努
副委員長	阿津 好幸	委 員	石塚 俊哉
委 員	中山 敏夫	委 員	高橋 奈採
委 員	堀越 真治	委 員	石井 幸子
委 員	葛田 英児		

(欠席委員)

なし			
----	--	--	--

4 出席職員

消防長	鈴木 真紀夫	平川消防署長	長谷川 貢司
消防次長	高橋 秀樹	予防課班長	岩崎 曉
警防課長	青山 茂	総務課副主幹	志保澤 隆博
中央消防署長	小島 敏夫		
長浦消防署長	田辺 勉		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）について
- (2) 袖ヶ浦市火災予防条例一部改正（案）について
- (3) その他

7 議 事

- (1) 開 会 事務局 総務課 志保澤副主幹
- (2) 挨 捶 小林委員長・鈴木消防長

(3) 議題

(4) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）について

[資料 1～2 ページ]

高橋次長から資料のとおり説明があった。

[意見・質疑]

石塚委員 : ただいま説明のありました袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針について伺います。

消防署の数が 3 署から 2 署になるとのことですが、将来、消防車両や消防吏員を減らすといったことになるか

高橋次長 : 消防署を統合するにあたり、消防力を落とさないように推進していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

阿津副委員長 : 新たに消防庁舎を建設するため、候補地を選定していくことを議員に説明するとのことです、市民に向けて説明を行っていかないのか伺います。

高橋次長 : 市民に向けての説明につきましては令和 8 年 1 月から昭和、長浦、根形、平岡、中富の市内 5 地区の自治連絡協議会単位で説明会を行っていく予定です。

[審議] 委員全員承認。

(1) 3) 袖ヶ浦市火災予防条例一部改正（案）について

[資料 3～4 ページ]

予防課調査指導班 岩崎班長から資料のとおり説明があった。

[意見・質疑]

意見・質疑等なし

# 令和7年度第2回消防委員会会議資料



(袖ヶ浦市マスコットキャラクター：ガウラ)

令 和 7 年 1 1 月

袖 ケ 浦 市 消 防 本 部

## 目 次

- (1) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）について（総務課）・P1
  - (2) 袖ヶ浦市火災予防条例一部改正（案）について（予防課）・・・P3
- 資料 袖ヶ浦市消防委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・ P5～P6

## （1）袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）について【総務課】

### 1 今回説明の趣旨

本市の消防は、昭和46年11月3日に袖ヶ浦町と平川町が合併し、新生「袖ヶ浦町」となり、昭和48年4月1日に袖ヶ浦町消防本部及び消防署を開設しました。

以降50年以上が経過し、国及び地方公共団体においても公共施設の耐震化に取り組んでおり、防災拠点施設としての消防庁舎の役割は重要な事項として位置づけられています。

このようなことから、既存の老朽化した中央消防署（消防本部）と長浦消防署は3キロメートル圏内に位置し、袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画においても、「消防本部・中央消防署と長浦消防署は統合に向けた検討を行う」としていることから、以前から検討を行なってきたところです。

今般、既存庁舎敷地及び新たな土地の候補地を選定・各候補地の検討・評価を実施した結果を含め「袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）」を策定いたしましたので、経緯等を説明するとともに基本方針（案）のご意見を伺うものです。

### 2 これまでの検討経緯

年 月	概 要
平成25年 8月	消防本部消防体制の充実強化に係る調査及び検討を実施し、消防本部の充実強化に寄与することを目的とする「消防体制充実強化検討委員会」を消防本部内に設置。
平成27年 8月	「袖ヶ浦市公共施設（建築物）の再編整備計画」により、消防本部・中央消防署及び長浦消防署が見直しを図る施設として位置づけたことから、集約や移転を検討することになった。
平成28年12月	消防体制充実強化検討委員会設置要綱第7条の2第1項の規定に基づき、消防庁舎建設に係る調査及び検討を行うことを目的とした「袖ヶ浦市消防庁舎建設検討委員会」を消防本部内に設置。
平成30年 6月	消防力適正配置等調査委託実施（一般財団法人消防防災科学センター） ⇒3署体制を2署体制とした場合の最適地が示される。
平成30年 7月	老朽化した消防庁舎について、消防力の再配備の推進を図り、防災拠点としての消防庁舎実現に向けた方策の調査、検討を行うため、「袖ヶ浦市統合消防庁舎整備検討委員会」を庁内に設置。
令和 元年 6月	市議会全員協議会で説明（今後の整備方針）
令和 2年 4月～	既存施設用地及び新たな場所に建設する場合の関係法令・条例等調査 建設候補地の検討
令和 3年 4月～	建設候補地の検討 統合庁舎に必要な付帯設備等の検討・調査

令和 4年 4月～ 7月	近隣消防施設の調査及び比較検討 庁舎内説明会（袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱に準ずる関係課対象）
令和 5年 4月～	建設候補地の選定及びスケジュール 関係課等との調査及び協議
令和 6年 4月～	建設候補地の選定及び内部評価の実施 建設費に係る財務協議及びスケジュール
令和 7年 4月～ 11月	（仮称）袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）の策定 消防委員会及び市議会全員協議会で説明

3 （仮称）統合消防庁舎整備基本方針（案）について

資料2 （仮称）袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）

資料3 （仮称）袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）（概要版）

で説明いたします。

## (2) 袖ヶ浦市火災予防条例一部改正（案）について 【予防課】

### 1 改正の経緯及び目的

- (1) 本年2月に大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災予防対策の実効性向上のため、林野火災注意報制度の新設などを含む火災予防条例の改正について総務省消防庁から通知があった。
- (2) この改正により、林野火災注意報・警報を的確に発令し、たき火届出等により確実に消防が屋外焼却を把握することで、林野火災対策の実効性を高める。

### 2 主な改正内容

#### (1) 林野火災注意報及び林野火災警報の創設

- ・林野火災注意報を条例で規定する。
- ・注意報及び警報の対象区域を指定可能とする。

火災警報		林野火災注意報【新設】	
		林野火災警報【新設】	
法的根拠	法第22条	法第22条	条例第29条の8（改正）
制限区域	市の全域	森林又は周辺の区域 (市長が区域指定可) 【条例第29条の9(改正)】	森林又は周辺の区域 (市長が区域指定可)
火の使用制限	義務【条例29条】	義務【条例29条】	努力義務
罰則	あり【法第44条】 (罰金30万円以下・拘留)	あり【法第44条】 (罰金30万円以下 ・拘留)	なし

※法・・・消防法

条例・・・袖ヶ浦市火災予防条例

#### (2) 屋外の焼却行為に対する規制

- ① たき火が火災予防条例の届出対象であることを明記【条例45条第1項第1号】  
(所管部署：消防本部)
- ② 火入れの許可制度との連携強化及び周知  
(許可行政庁：市農林振興課)

※たき火・・・屋外の焼却行為のうち焼却禁止の例外に相当する行為(火入れ含む)

火入れ・・・土地利用上の目的で、立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

### 3 施行日

令和8年1月1日（予定）

## ○袖ヶ浦市消防委員会条例

昭和48年3月19日条例第15号  
改正平成18年12月21日条例第40号

## 袖ヶ浦市消防委員会条例

### (設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、袖ヶ浦市消防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、消防本部・消防署及び消防団に関する重要事項につき、調査審議し市長の諮問に応ずるものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、非常勤の委員9人をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者 3名
- (2) 消防関係者 3名
- (3) 学識経験者 3名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び旅費等の費用については、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第26号）による。

### (書記)

第8条 委員会に書記を置き、職員の中から市長が任免する。

### (その他)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、従前の袖ヶ浦町消防委員会条例により委嘱された委員は、この条例の規定によりなされたものとみなす。
- 2 袖ヶ浦町消防委員会条例（昭和46年条例第77号）は、廃止する。

## 附 則（平成18年条例第40号）

### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 平成20年6月14日までに改正後の第4条第1項第1号の規定により新たに委嘱された者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年6月14日までとする。

# （仮称）袖ヶ浦市統合消防庁舎整備基本方針（案）

— 3署体制から2署体制へ —

令和7年11月

袖ヶ浦市消防本部



< 目 次 >

1	はじめに .....	1
2	袖ヶ浦消防の現状 .....	2
	(1) 消防施設 .....	2
	(2) 消防本部・署及び消防団の所在図 .....	3
	(3) 消防本部・署及び消防団の組織図 .....	3
3	統合消防庁舎に求められる（必要とする）施設及び立地要件等 .....	4
4	候補地の選定・検討及び内部評価 .....	6
	(1) 候補地の選定 .....	6
	(2) 候補地の検討 .....	7
	①消防本部・中央消防署敷地 .....	7
	②長浦消防署敷地 .....	7
	③新たな土地A .....	9
	④新たな土地B .....	10
	(3) 候補地の評価 .....	11
5	(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備にかかる基本的な考え方 .....	13
	(1) 袖ヶ浦市消防本部・署の配置 .....	13
	(2) 建設候補地 .....	13
	(3) 「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」の策定 .....	13
6	参考資料 .....	14



## 1 はじめに

### はじめに

本市の消防は、昭和46年11月3日に袖ヶ浦町と平川町が合併し、新生「袖ヶ浦町」となり、袖ヶ浦町消防団23ヶ分団、団員数720名の非常備消防として活動していました。

昭和48年4月1日に袖ヶ浦町消防本部及び消防署を開設。職員定数50名、指揮車、広報車、化学車、水槽付消防ポンプ車、消防ポンプ車、救急車を各1台、赤バイ2台を配備。併せて消防団を統合し、20分団、団員数610名で本格的な消防業務が開始されました。

その後、昭和51年4月には袖ヶ浦町消防署平川出張所を開設しました。また、昭和51年7月には「石油コンビナート等特別防災区域京葉臨海中部地区」の政令指定を受け、昭和52年度には職員定数を96名に、翌53年度には135名に改めるとともに消防署長浦分遣所を開設し、大型高所放水車、大型化学車、原液搬送車、水槽付消防ポンプ車、救急車各1台を配備し、特別救助隊が発足しました。

平成3年4月1日には市制施行により袖ヶ浦市消防本部と名称を変更し、2課1室4係1署2分署としました。

平成14年3月には平川分署の移転を行い、平成21年4月の組織改正において、本署を中心消防署、長浦分署を長浦消防署、平川分署を平川消防署に名称変更し、現在の3署体制となり今日に至っています。

また、平成に入ると市民の救急要請が年々増加するとともに救急隊の役割も変化してきたことから、平成8年11月には初代救急救命士業務を開始するとともに高規格救急自動車を導入配備してきました。

さらに、迅速かつ円滑な救急出動等に対処するため平成24年12月には市内119番受付処理が県内20市町村消防本部（局）で運用する「ちば消防共同指令センター」に切り替え仮運用を開始し、デジタル化後、翌年4月から正式運用が開始されました。

これまで、防災拠点施設である消防庁舎については、増改築を実施してきたところですが、平川消防署を除き、建築基準法の新耐震基準以前の建築物であり、平成7年1月に発生した「阪神淡路大震災（兵庫県南部地震）」を契機に震災に対する住民意識も高まり、国及び地方公共団体においても公共施設の耐震化に取り組んできたところです。

その後の東日本大震災や熊本地震、近い将来発生が叫ばれている首都直下地震など「いつ発生してもおかしくない」震災などへの対応を踏まえ、防災拠点施設としての消防庁舎の役割は重要な事項として位置づけられています。

そのような中、老朽化した中央消防署（消防本部）と長浦消防署は、3キロメートル圏内に位置していることから「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画（平成28年8月／令和4年3月改訂）」において、消防本部・中央消防署と長浦消防署は統合に向けた検討を行っています。

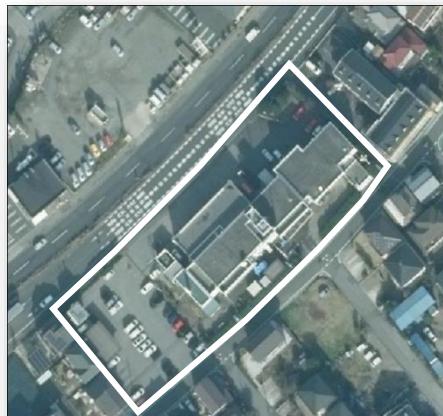
このことから、現袖ヶ浦市総合計画（令和2年6月策定）、第3章【防災・防犯・環境】3.消防・救急（消防・救急体制の充実）の施策に位置付け、消防庁舎の建設について検討してきました。

## 2 袖ヶ浦消防の現状

### 袖ヶ浦消防の現状

昭和48年4月の袖ヶ浦町消防本部及び消防署開設以来、住民の生命・身体及び財産を災害等から守るため、施設並びに消防体制の充実に努めてきました。なお、現在の消防施設及び消防組織は次のとおりです。

#### (1) 消防施設



【消防本部・中央消防署】

[所在地] 福王台 4-10-7  
[敷地面積] 4, 094 m<sup>2</sup>  
[構造規模] RC 造 2階建 799 m<sup>2</sup>  
RC 造 2階建 692 m<sup>2</sup>(増築)  
[建築年] 昭和48年4月  
昭和60年3月(増築)  
[備考] 女性職員勤務可  
(女性用仮眠室・浴室有)  
※ RC 造は、「鉄筋コンクリート造り」



【長浦消防署】

[所在地] 長浦 580-146  
[敷地面積] 9, 996 m<sup>2</sup>  
[構造規模] RC 造 2階建 1, 328 m<sup>2</sup>

[建築年] 昭和53年4月

[備考] 屋外訓練施設、泡原液貯蔵  
施設



【平川消防署】

[所在地] 横田 213  
[敷地面積] 1, 633 m<sup>2</sup>  
[構造規模] RC 造 2階建 806 m<sup>2</sup>

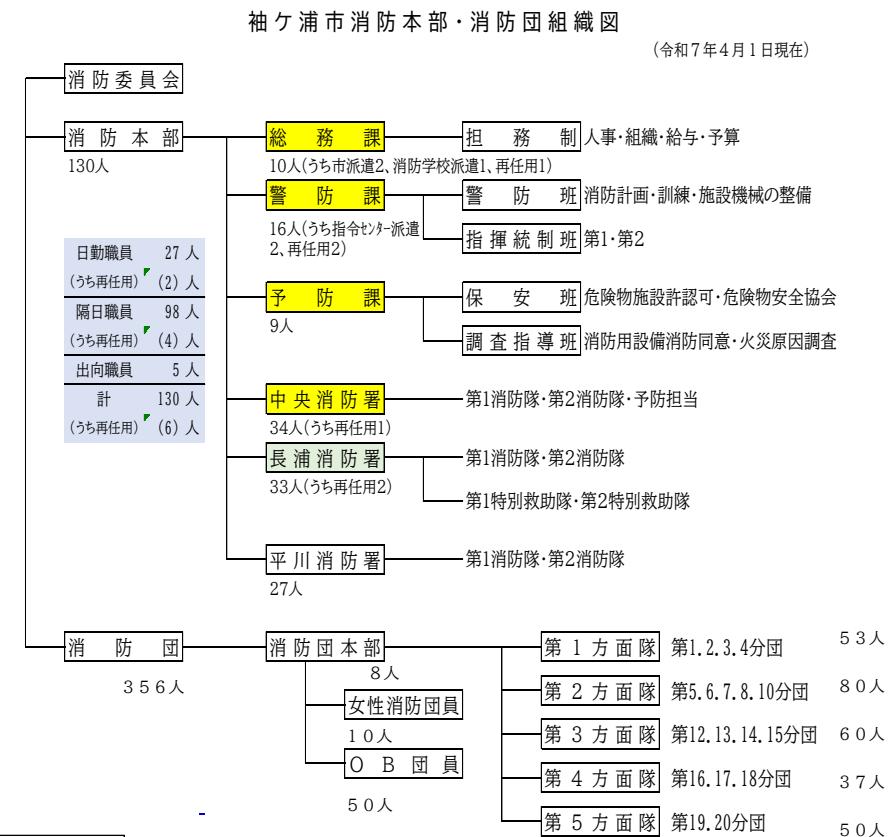
[建築年] 平成14年3月(移転新築)

[備考] 個別仮眠室  
女性職員勤務可

## (2) 消防本部・署及び消防団の所在図



### (3) 消防本部・署及び消防団の組織図



凡 例	
消防本部	(Y)
消防署	(Y)
分団詰所	①-②
特別防災区域	
方面境界	-----

### 3 統合消防庁舎に求められる（必要とする）施設及び立地要件等

#### 消防庁舎に求められる（必要とする）施設及び立地要件等

##### （1）消防本部・中央消防署敷地に建設する場合

既存の施設は解体、撤去することから、長浦消防署に仮設庁舎を建設し業務を継続する必要があります。又、敷地が狭隘であることから駐車スペースが少なく、敷地外に駐車場を確保する必要があります。

また、敷地内に訓練施設などの付帯施設を設置することが困難となるため、長浦消防署敷地内の訓練施設等を活用（又は整備）することとなります。

##### （2）長浦消防署敷地に建設する場合

既存の施設を使用しながら建設を行うことから、敷地南側に建設することとなります。又、高潮浸水想定区域であることから建設にあたり盛土造成工事を実施するため、既存の訓練塔や防火水槽等は撤去のうえ再整備が必要です。

##### （3）新たな土地（市街化調整区域を想定）に建設する場合

統合消防庁舎を建設するにあたっては、一定の要件を満たすものでなければ立地はできません。

① 消防庁舎、訓練場、駐車場及び雨水排水流出抑制施設（※1）等が確保できる一団の土地であることが必要です。

・雨水排水流出抑制施設は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき設置する必要があります。

・訓練場は、消防操法が実施可能な広さを確保が必要です。

---

※1 本来、市街化調整区域は建物の建設を規制している区域であり、雨水の流入を想定していないため、建設する場合、敷地面積が1ヘクタールを超える場合は雨水排水抑制施設（調整池等）を設置する必要があります。

② 法令等の規定により立地が規制されていないこと（又は、許認可が見込める土地であること）が必要です。

・都市計画法は適用除外となりますが、農業振興地域内の農用地である場合には指定の解除（農業振興地域の整備に関する法律第7条）が必要となります。

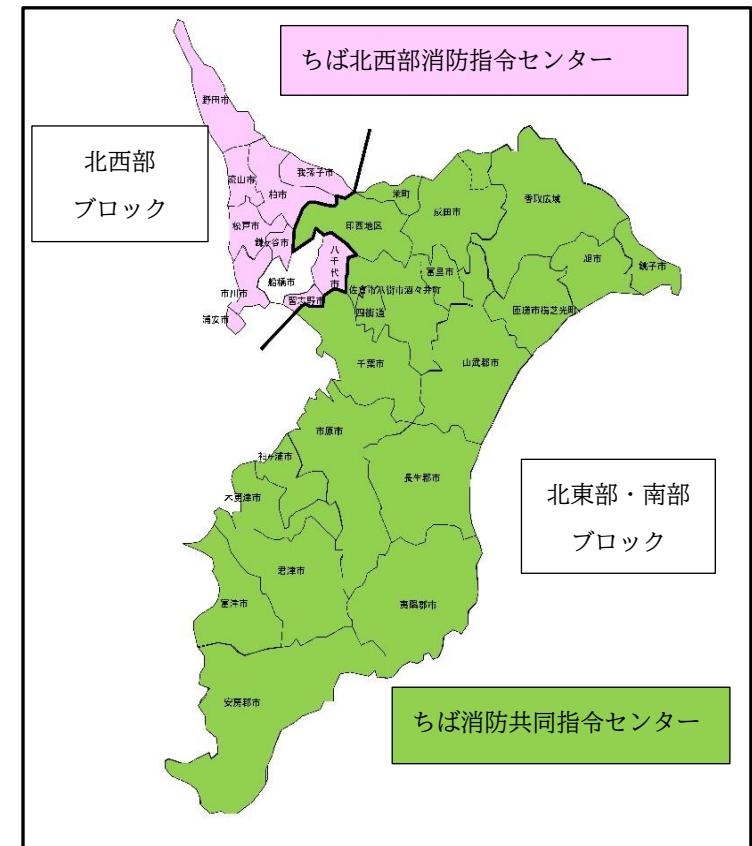
③ 災害現場までの出動に際し、アクセス等が良好であることが重要です。

・主要な幹線道路に隣接（又は近接）し、スムーズに出動できることが重要です。又、風雨などにより出動に影響を与えない場所であることも必要です。

- ④ 防災拠点として、如何なる場合でも活動できる場所であることが必要です。
    - ・津波、高潮及び河川氾濫等による浸水被害を受ける可能性がないこと（又は、被害に対する対応が講じられること）が必要です。
  - ⑤ 災害現場までの平均走行時間に大きな差が生じないことが重要です。
    - ・統合後においても、市民の安全・安心のため、災害現場までの到着時間が大幅に遅れることのないよう、管轄区域内の平均走行時間を均等に保つよう配置することが必要です。
  - ⑥ 将来的な消防の広域化に対応が可能であることが必要です。
    - ・近隣市等の消防施設（本部、署、出張所等）との連携体制が容易であることが必要です。

※千葉県では、県内全域を広域化対象市町村として指定した上で、消防共同指令センターの運用範囲を踏まえ、「北東部・南部ブロック」と「北西部ブロック」の2ブロックの組み合わせを計画に位置付けています。

北東部・南部ブロック▶ちば消防共同指令センター（20消防）の区域  
北西部ブロック▶ちば北西部消防指令センター（10消防）に船橋市消防局を加えた11消防の区域



千葉県消防広域化推進計画（R7.3 改訂）より

## 4 候補地の選定・検討及び内部評価

### (1) 候補地の選定

消防庁舎は市役所と同様に、防災拠点としていかなる災害時でも、その機能を損なうことなく稼働できる施設でなければなりません。

統合消防庁舎の建設候補地については、既存の消防施設用地（消防本部・中央消防署敷地及び長浦消防署敷地）並びに立地要件などを基に新たな土地2ヶ所を選定し、次の4ヶ所を候補地としました。

#### ① 消防本部・中央消防署敷地（福王台4-10-7）

市街化区域（第二種住居地域／第二種高度地区／建蔽率60%、容積率200%）

#### ② 長浦消防署敷地（長浦580-146）

市街化区域（準工業地域／建蔽率60%、容積率200%）  
高潮浸水想定区域

#### ③ 新たな土地A（飯富地先）

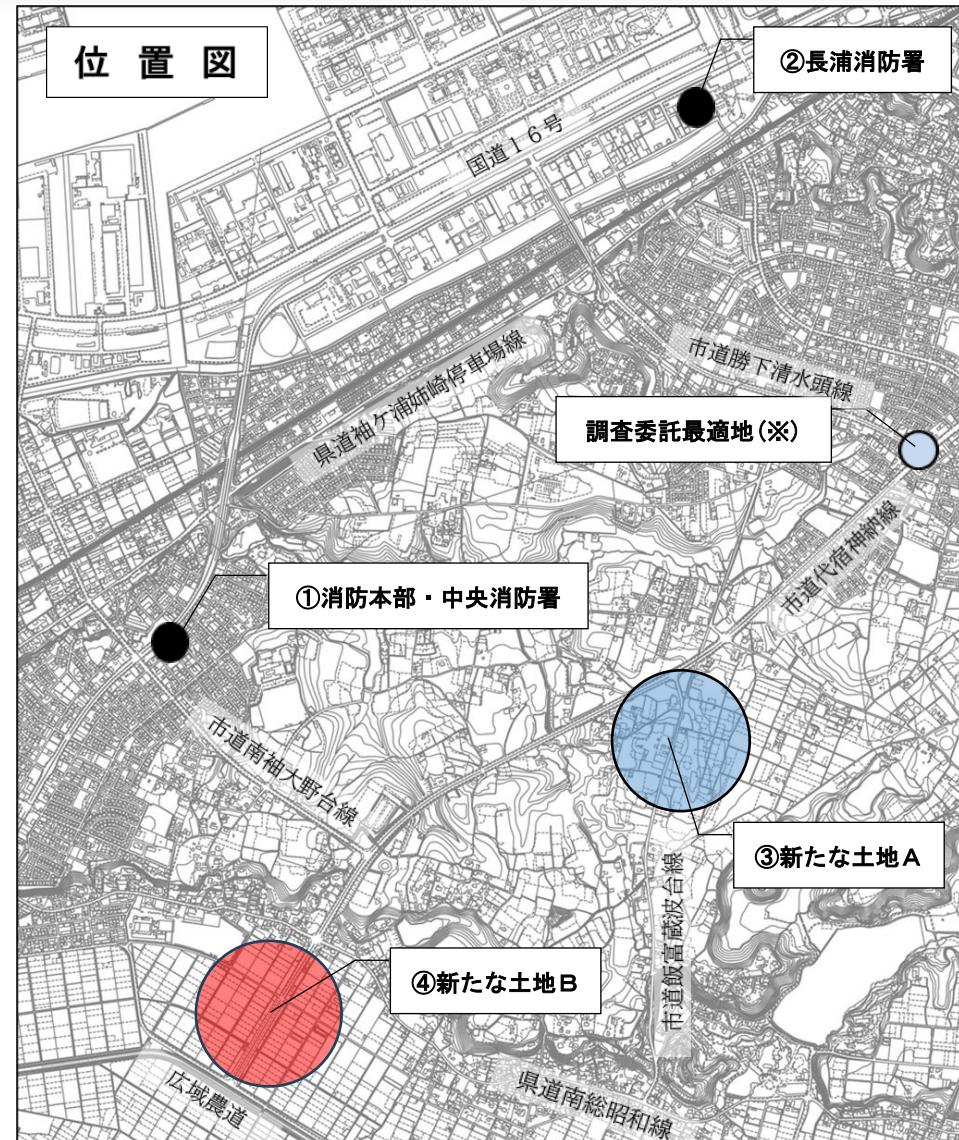
市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）  
一部農業振興地域、埋蔵文化財包蔵地

#### ④ 新たな土地B（神納地先）

市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）  
農業振興地域、市内河川氾濫推定区域（洪水浸水想定区域）

※調査委託最適地（右図に表示）

平成30年度に実施した「袖ヶ浦市消防本部消防力適正配置等調査委託」において、現在の3署体制から2署体制とした場合の最適地。



## (2) 候補地の検討

### ①消防本部・中央消防署敷地

#### 【地勢】

福王台区画整理地内の市街化区域（第一種住居地域）です。

国道16号に面しアクセスは良好です。

将来、消防の広域化が図られた場合でも、近隣市の消防署等との位置関係が良好であるため、対応が可能であると考えます。

標高は21.4mで、地震や台風などの災害時に津波又は高潮等の被害は受けない土地です。

#### 【法令等の規制】

建築基準法上の規制（第二種住居地域／建蔽率60%、容積率200%、道路斜線規制、隣地斜線規制及び日影規制）があります。

又、立体駐車場を設置する場合においては、独立又は付属駐車場としても最大2階以下となり、面積も独立の場合は300m<sup>2</sup>以下、付属の場合は主要建築物の床面積以内となります。

#### 【災害現場までの平均走行時間】

昭和地区及び根形地区への走行時間は変わりませんが、長浦地区への走行時間が増加することとなります。

区分	昭和地区	長浦地区	根形地区	備考
現状(統合前)	3.1分	5.9分	8.5分	3署体制での時間
改築(統合後)	3.1分	7.8分	8.5分	消防本部・中央消防署敷地に統合(2署体制)

#### 【想定される問題点】

敷地面積が狭隘のため、訓練施設等の併設が困難です。訓練施設を併設できないことは、訓練実施時に多くの隊員が訓練施設まで移動することとなり、職務遂行上（災害出動上）統合消防署まで帰署し出動することも考えられます。

駐車場が確保できない（立体駐車場を整備した場合でも必要台数の2分の1程度）ことから、近隣に整備することが必要となります。

また、改築中も閉鎖することは出来ないため、長浦消防署敷地内に仮設庁舎を建設する必要が生じます。

### ②長浦消防署敷地

#### 【地勢】

千葉県企業庁により造成された中小企業用地であり、市街化区域（準工業地域）です。

北側及び南側は市道には接しているものの、国道に出る場合には迂回し、市道勝下清水頭線を経由する必要があり、接道は良好とは言えません。

将来、消防の広域化が図られた場合でも、近隣市の消防署等との位置関係が良好であるため、対応が可能であると考えます。

標高は2.9mで千葉県及び本市が公表している高潮浸水想定区域（※2）に含まれています。

現在も消防署として使用しており、また、統合後の新たな施設にも対応できる面積を有しています。

## ※2 高潮浸水想定区域

想定災害規模…想定し得る最大規模の台風（観測史上最低低気圧の室戸台風と最大風速の伊勢湾台風があわさった台風）が東京湾の周辺を通過した場合に浸水が想定される区域

想定災害発生周期…想定台風が発生したうえで、東京湾の周辺を通過する確率は1000～5000年に1回想定し得る最大規模の台風

- ・中心気圧：910hPa（室戸台風級）
- ・最大旋衝突風速：75km（伊勢湾台風級）
- ・移動速度：73km/h（伊勢湾台風級）
- ・潮位：基準となる潮位（天文潮）は、朔望平均満潮位に異常潮位を加えた値
- ・堤防等の決壊条件：堤防・水門等は、設計条件に達した段階で決壊するものとして扱うこととした

### 【法令等の規制】

建築基準法の規制（準工業地域／建蔽率60%、容積率200%、道路斜線規制、隣地斜線規制及び日影規制）があります。

### 【災害現場までの平均走行時間】

長浦地区への走行時間は変わりませんが、昭和地区・根形地区への走行時間が増加することとなります。

区分	昭和地区	長浦地区	根形地区	備考
現状(統合前)	3.1分	5.9分	8.5分	3署体制での時間
改築(統合後)	6.6分	5.9分	9.0分	長浦消防署敷地に統合（2署体制）

### 【想定される問題点】

千葉県及び本市が公表している高潮浸水想定区域（0.5m以上1.0m未満）であり、盛土造成工事を行うことから、付帯施設も再整備する必要があります。

### ③新たな土地A（飯富地先）

#### 【地勢】

主に農地（畑）が広がる市街化調整区域です。

平成通りに近接する市道に接し、場所的には昭和地区、長浦地区及び根形地区への災害出動に際して立地は良好です。

将来、消防の広域化が図られた場合でも、近隣市の消防署等との位置関係が良好であるため、対応が可能であると考えます。

標高は3.4m程度あり、現在、千葉県や本市で公表している地図情報（防災）において、液状化、河川氾濫、津波浸水及び高潮浸水の被害は想定されていません。

#### 【法令等の規制】

市街化調整区域であることから法令等の許認可を必要とする場合があります。

農業振興地域に指定された農用地（以下「農振農用地」という。）があり、指定区域内に建設する場合は、指定の解除が前提となります。

埋蔵文化財の包蔵地に指定された区域であることから、埋蔵文化財の調査が必要となります。

市街化調整区域に1ヘクタールを超える事業用地となることから、敷地内に雨水流出抑制施設（調整池等）の設置が必要です。

#### 【災害現場までの平均走行時間】

管轄区域（統合後）の中央に位置し、昭和地区及び長浦地区への走行時間は増加しますが、根形地区への走行時間が短くなります。

区分	昭和地区	長浦地区	根形地区	備考
現状(統合前)	3. 1分	5. 9分	8. 5分	3署体制での時間
新築(統合後)	6. 0分	6. 4分	5. 7分	新たな土地Aに統合（2署体制）

#### 【想定される問題点】

建設地が、農振農用地の区域内である場合には、指定の解除が必要（農業振興地域の整備に関する法律第7条）となります。

▶令和7年9月申請受付分以降は農業振興地域の見直しのため申請受付が停止（令和7年10月1日から令和9年3月31日）される予定のため指定の解除に期間を要します。

雨水排水の流出先は、接道する市道側溝を通じ「奈良輪境川」の流域となり、調整池の設置などにより、雨水流出の抑制が必要となります。

#### ④新たな土地B（神納地先）

##### 【地勢】

土地改良により整理された水田が広がる市街化調整区域で、成形された敷地の確保には良好です。

主要幹線道路に接しています。

将来、消防の広域化が図られた場合でも、近隣市の消防署等との位置関係が良好であるため、対応が可能であると考えます。

現在公表されている市内河川氾濫推定図において、3.0m～5.0mの浸水が推定されている区域（※3）です。

##### ※3 洪水浸水想定区域（浮戸川水系）

想定災害規模：想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

想定災害発生周期：千年に一度程度の確率で発生する降雨量

想定最大規模の降雨…関東地方において観測された最大の降雨量に基づき設定された降雨であり、その発生確率は千年に1回以下となるもの。

想定最大降雨量…浮戸川流域の想定24時間総雨量は690.0mm

##### 【法令等の規制】

区域のほとんどが農振農用地内であるため指定の解除が前提となります。

埋蔵文化財の包蔵地に指定された区域ではないため埋蔵文化財の調査は不要です。

市街化調整区域に1ヘクタールを超える事業用地となることから、敷地内に雨水抑制施設（調整池等）の設置が必要です。

##### 【災害現場までの平均走行時間】

管轄区域（統合後）のやや南側であり、長浦地区への走行時間は増加しますが、昭和地区及び根形地区への走行時間は短くなります。

区分	昭和地区	長浦地区	根形地区	備考
現状(統合前)	3.1分	5.9分	8.5分	3署体制での時間
新築(統合後)	4.5分	8.5分	4.2分	新たな土地Bに統合（2署体制）

##### 【想定される問題点】

農振農用地であることから指定の解除が必要（農業振興地域の整備に関する法律第7条）となります。

▶令和7年9月申請受付分以降は農業振興地域の見直しのため申請受付が停止（令和7年10月1日から令和9年3月31日）される予定のため指定の解除に期間を要します。

雨水排水の流出先は、既存排水路を通じ「2級河川浮戸川」の流域となり、調整池の設置などにより、雨水流出の抑制が必要となります。

現在公表されている市内河川氾濫推定図において、3.0m～5.0mの浸水が推定されている区域であり、浸水に対応することは困難です。

### (3) 候補地の評価

既存の消防施設用地（消防本部・中央消防署敷地及び長浦消防署敷地）並びに新たな土地2ヶ所を比較検討のうえ評価を行いました。

①消防本部・中央消防署敷地は、主要幹線道路に接しアクセスは良いものの、統合消防庁舎を建設するには狭隘であり、訓練施設を併設できないことは勿論、来庁者等の駐車場の確保もままならない状況です。

このことは、他に駐車場を整備することが必要であるとともに、訓練施設は長浦消防署に配置することとなります。庁舎と訓練施設が別場所となることは、訓練時に複数の隊によって行動することとなり、勤務体系や災害出動への対応にも支障が生じるものと予測されます。

②長浦消防署敷地は、統合消防庁舎の建設も可能な面積であり、既存敷地を拡大する必要はないものの、千葉県及び本市が公表している高潮警戒区域内にあり、想定している災害が発生した場合は、災害出動への対応に支障が生じるものと予測されます。

③新たな土地Aは、建設地によっては農振農用地の一部を含む可能性があることから、指定の解除が出来なければ立地は不可能です。また、埋蔵文化財の包蔵地でもあることから文化財調査が必要であるなどの条件はありますが、統合後の管轄区域のほぼ中央に位置しています。

土地は、場所により高低差があることから、造成工事を行う必要があり、雨水抑制施設（調整池等）による雨水抑制を行うことが必要です。なお、現在、千葉県及び本市で公表している地図情報（防災）においては、液状化、河川氾濫、津波浸水及び高潮浸水の被害想定の無い区域です。

④新たな土地Bは、建設地のほとんどが農振農用地に指定され、指定の解除が出来なければ立地は不可能であり、統合後の管轄区域についても管轄区域の南側に位置し、道路網が整備されてはいるものの長浦地区から離れています。

土地は区画された水田であり、成形された敷地の確保は容易ですが、盛土による敷地造成工事及び雨水抑制施設（調整池等）による雨水抑制を行うことが必要です。

また、当該区域は地図情報（防災）のうち市内河川氾濫推定図において3.0m～5.0mの浸水区域となっており、浸水に対応することは困難です。

以上のことから、防災拠点として新たな統合庁舎の候補地を検討した結果、管轄区域（統合後）のほぼ中央に位置し、昭和地区、長浦地区及び根形地区への災害出動に際して立地が良好であること、河川氾濫、高潮などの被害想定が無いことなどから新たな土地Aを最適地と評価しました。

#### 候補地別評価一覧

区分	消防本部・中央消防署	長浦消防署	新たな土地A	新たな土地B
袖ヶ浦市総合ハザードマップ	記載事項なし	高潮浸水想定区域	記載事項なし	洪水浸水想定（河川氾濫推定）区域
立地及び評価				
A 敷地の広さ	狭隘(駐車場及び訓練場設置不可)	訓練施設等を含め建設可能	訓練施設・調整池等を含め建設可能	訓練施設・調整池等を含め建設可能
B 出動時のアクセス	良好	やや不良	良好	良好
C 被災の想定	可能性は低い	可能性あり（高潮）	可能性は低い	可能性あり（浸水）
D 統合後の管轄区域	昭和地区寄り	長浦・企業地区寄り	ほぼ中央	昭和・根形地区寄り
総合評価	統合消防庁舎の建設には敷地面積不足のため向き	高潮警戒区域内に位置しているため防災拠点として不向き	候補地（4ヶ所）の中で最適地	河川氾濫区域内に位置しているため防災拠点として不向き

※ 統合後の管轄区域は、「昭和地区」、「長浦地区」、「根形地区」及び「企業地区」

## 5 (仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎整備にかかる基本的な考え方

### (1) 袖ヶ浦市消防本部・署の配置

#### 3署体制から2署体制へ

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としています（消防組織法第1条）。

現在、市域94.82平方キロメートルを消防本部・中央消防署、長浦消防署及び平川消防署の1本部3署により市民の安全・安心な生活を守るため24時間での交代勤務を行っています。

冒頭に記載のとおり、昭和48年の消防本部及び消防署を開設以来、消防庁舎も50年を超え老朽化し、時代とともに変化する施設環境や設備に対応するとともに、防災拠点として如何なる災害時にも対応できる庁舎整備を行う必要があります。

しかしながら、現在の消防本部・中央消防署と長浦消防署は3km圏内と近い距離に位置していること、また、庁舎整備も同時期に実施することが必要となっていることから、必要な消防力を維持し、かつ、効果的な体制を整備するため統合による庁舎整備を行うこととします。

### (2) 建設候補地

#### 統合消防庁舎は新たな土地へ

既存施設である「消防本部・中央消防署」及び「長浦消防署」敷地に加え、新たな土地2ヶ所を含め4ヶ所の建設候補地について検討並びに内部評価を実施した結果、新たな土地Aが最適地であると評価し、飯富地先で事業を推進します。

### (3) 「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」の策定

令和9年度までに「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」を策定し、建設地・建物の規模や構造・概算事業費・事業スケジュール等を示します。

## 6 参考資料

### 【出動件数】

各種出動件数（令和4～6年）

(1/1～12/31)

区分	令和6年 (A)	令和5年 (B)	比較 (A)-(B)=(C)	令和4年
火災出動件数	35 件	40 件	-5 件	27 件
その他出動件数	909 件	781 件	128 件	724 件
救助出動件数	108 件	88 件	20 件	89 件
救急出動件数	3,460 件	3,565 件	-105 件	3,302 件
中央消防署	1,560 件	1,312 件	248 件	1,239 件
長浦消防署	820 件	1,309 件	-489 件	1,199 件
平川消防署	1,080 件	944 件	136 件	864 件
ドクヘリ出動件数	29 件	26 件	3 件	19 件
他市受援	213 件	102 件	111 件	114 件
木更津市	124 件	58 件	66 件	68 件
市原市	89 件	44 件	45 件	46 件
他市応援	117 件	97 件	20 件	111 件
木更津市	80 件	30 件	50 件	81 件
市原市	37 件	67 件	-30 件	30 件

※ドクヘリ＝ドクターヘリ

※他市受援及び応援は基本隣接市のみ

出動件数等の統計資料は、毎年発行する「消防年報」に掲載しています。

### 【所要時間】

現場到着所要時間出動件数（入電から現場到着まで）

区分	3分未満	3分以上 5分未満	5分以上 10分未満	10分以上 20分未満	20分以上	計	平均所要時間
令和4年	急 病	15	92	1,268	781	39	2,195 9.7
	交通事故	0	4	137	93	12	246 10.7
	一般負傷	3	35	277	157	6	478 9.3
	上記以外	2	27	226	114	14	383 9.5
	合 計	20	158	1,908	1,145	71	3,302 —
令和5年	急 病	10	93	1,583	731	26	2,443 9.2
	交通事故	1	13	126	95	12	247 10.6
	一般負傷	4	28	300	153	13	498 9.4
	上記以外	4	35	214	118	6	377 9.2
	合 計	19	169	2,223	1,097	57	3,565 —
令和6年	急 病	12	106	1,415	751	34	2,318 9.4
	交通事故	1	2	100	117	16	236 11.8
	一般負傷	1	23	280	164	10	478 9.6
	上記以外	1	37	239	142	9	428 9.7
	合 計	15	168	2,034	1,174	69	3,460 —

### 【火災件数】

年別火災件数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
建物火災	11	7	10	11	11
林野火災	1	0	0	1	2
車両火災	4	2	5	4	3
船舶・航空機火災	0	0	0	0	1
その他の火災	19	13	12	24	18
合 計	35	22	27	40	35

〒299-0261 袖ヶ浦市福王台四丁目10番地7

袖ヶ浦市消防本部総務課

TEL 0438-62-0119 (直通)

FAX 0438-62-9729

e-mail sode49@city.sodegaura.chiba.jp

## 1 経緯【P 1】

本市の消防は、昭和46年11月3日に袖ヶ浦町と平川町が合併し、新生「袖ヶ浦町」となり、昭和48年4月1日に袖ヶ浦町消防本部及び消防署を開設しました。

以降50年以上が経過し、国及び地方公共団体においても公共施設の耐震化に取り組んでおり、防災拠点施設としての消防庁舎の役割は重要な事項として位置づけられています。

このようなことから、既存の老朽化した中央消防署(消防本部)と長浦消防署は3キロメートル圏内に位置し、袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画においても、消防本部・中央消防署と長浦消防署は統合に向けた検討を行うこととしていることから、既存庁舎敷地及び新たな土地の候補地を選定し、各候補地の検討・評価を実施してきました。

## 2 候補地の概要【P 6】

### ①消防本部・中央消防署敷地(福王台4-10-7)

- 市街化区域(第二種住居地域・第二種高度地区)／建蔽率60%、容積率200%

### ②長浦消防署敷地(長浦580-146)

- 市街化区域(準工業地域)／建蔽率60%、容積率200% [高潮浸水想定区域]

### ③新たな土地A(飯富地先)

- 市街化調整区域／建蔽率60%、容積率200% [一部農業振興地域、埋蔵文化財包蔵地]

### ④新たな土地B(神納地先)

- 市街化調整区域／建蔽率60%、容積率200% [農業振興地域、市内河川氾濫推定区域]

## 3 候補地の評価等【P 7～P 12】

4ヶ所の建設候補地を比較検討及び評価した結果、

①消防本部・中央消防署敷地は、主要幹線道路に接しアクセスは良いものの、面積が狭隘のため駐車場や訓練施設を敷地外に整備する必要があります。

②長浦消防署敷地は、面積は確保できるものの、千葉県や本市で公表している地図情報(防災)において、高潮浸水想定区域に含まれています。

③新たな土地Aは、管轄区域(統合後)のほぼ中央であり、千葉県や本市で公表している地図情報(防災)においては、液状化、河川氾濫、津波浸水及び高潮浸水の被害は想定されていません。

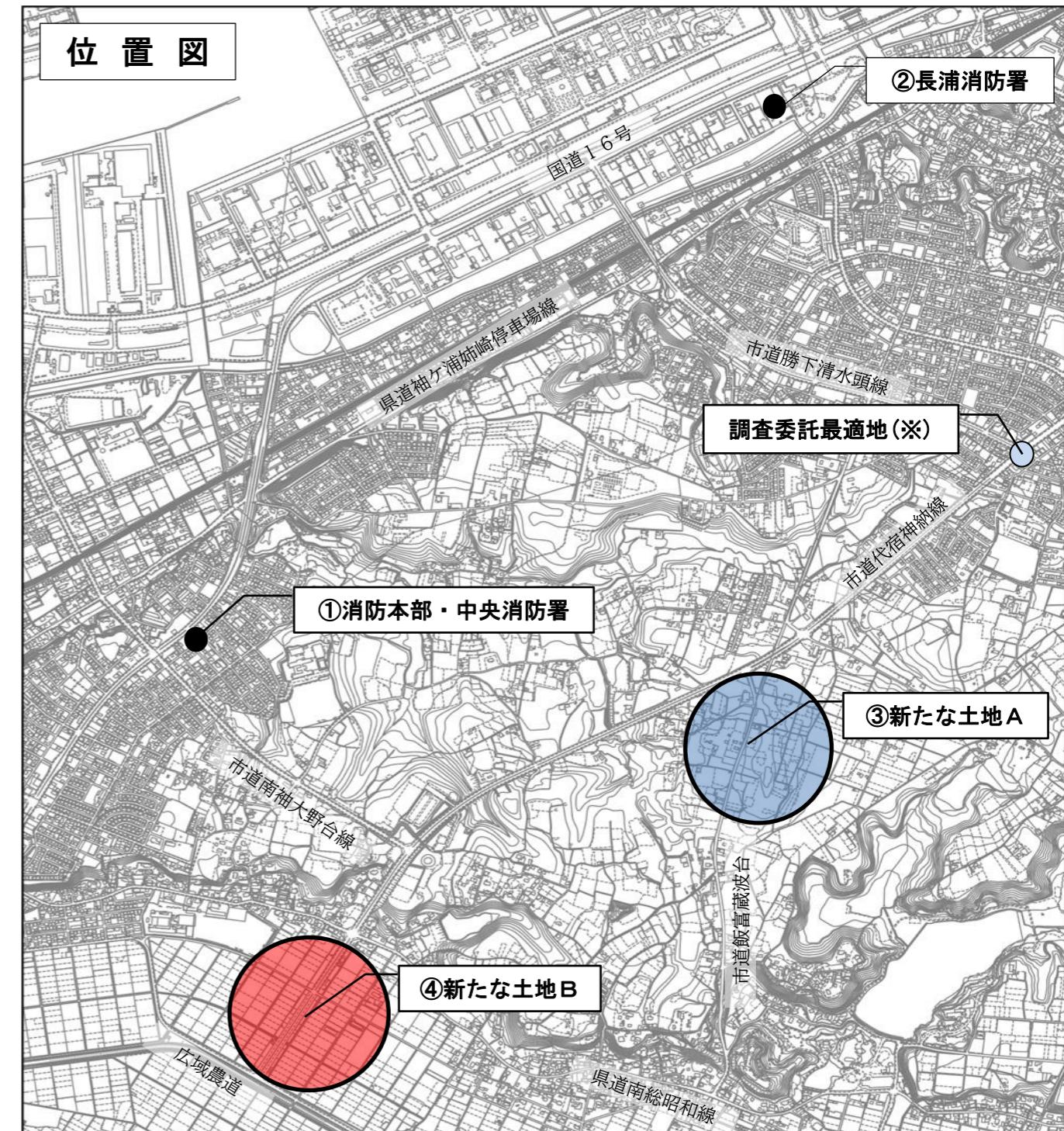
建設地に、農振農用地を含む場合は、指定の解除が必要となります。

④新たな土地Bは、管轄区域(統合後)の南側であり、長浦地区からの距離は長くなります。また、千葉県や本市で公表している地図情報(防災)のうち、市内河川氾濫推定図において3.0m～5.0mの浸水区域となっています。建設地は、農振農用地であることから、指定の解除が必要となります。

○防災拠点としての施設を立地するに際し、災害現場までの所要時間や河川氾濫、高潮などの被害想定の無い「③新たな土地A」を最適地と評価しました。

## 4 「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」の策定【P 13】

令和9年度までに「(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設基本計画」を策定し、建設地・建物の規模や構造・概算事業費・事業スケジュール等を示します。



►③新たな土地A(飯富地先)で事業を推進します。

調査委託最適地(※) . . .

平成30年度に実施した「袖ヶ浦市消防本部消防力適正配置等調査委託」において、現在の3署体制を2署体制とした場合の最適地